

■令和7年度上半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	市民生活部	環境室	河川清掃業務(ボートに関する業務)	株式会社フォース	単価契約	令和7年4月15日	令和7年4月21日	令和8年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は受託業者が、市所有のボートを使用し、寝屋川流域河川の清掃業務及びボートの点検・修繕を行う業務である。当該業者は市所有ボートの購入元でありボートのメンテナンス事業も行っている。点検・修繕業務において、購入元である当該業者以外の業者が行った場合、故障や事故等が発生した場合の責任の所在が不明確になることに加え、当該ボートの性能や仕様を熟知しておらず、費用面や時間面で不利となる。また、清掃業務においても、当該業者以外の業者が行った場合、ボートの操作確認や訓練等の必要が生じることにより費用面や時間面で不利となる。よって、当該業者と契約することが入札に付するよりも有利である
2	市民生活部	環境室	一般廃棄物(刈り草・樹木等)処分業務	株式会社都市樹木再生センター	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大東市に業者登録し、樹木等の資源化が可能である近隣にある業者が1社であり、運搬に要する時間や燃料・人件費を考えると近隣の業者が望ましいこと。 また、剪定枝、幹、根のみならず草や竹についても資源化が可能なこと。
3	市民生活部	環境室	大東市し尿処理センター前処理機械オーバーホール修繕	協栄工業株式会社	2,728,000円	令和7年7月28日	令和7年7月28日	令和7年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大東市し尿処理センター前処理機ドラムスクリーンとスクリーブレスは、し渣等の軽量化、脱水化を図る為の重要な設備であり、その設備は特殊かつ代替の無い機械である。当該設備が故障した場合、し尿処理業務が停止する恐れがある。 故障を防ぐためにはおおむね3年に1度定期的な修繕(前回:R4年11月)が必要であり、当該設備設置業者以外において修繕させた場合、以後の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため。
4	市民生活部	環境室	地域美化一斉清掃業務(収集運搬)	エスク株式会社	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本案件のコンテナ設置において、市が指定する日に臨時で十数台設置できる業者がこれまで随意契約してきた業者のみである。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数条件を満たすことが必要であり、全ての条件を満たす者が1者に特定されるため、随意契約による契約締結をおこなうもの。
5	市民生活部	環境室	水銀使用製品一般廃棄物再資源化業務	野村興産株式会社 興隆産業株式会社 鹿乾電池等処理共同企業体	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	水銀使用製品廃棄物(一般廃棄物)の適正な回収及び処分については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により規定されており、当該法律に基づき、適正な収集運搬及び処理処分を行わなければならないこととされている。 水銀使用製品廃棄物(蛍光灯、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計等)全般について一括して収集運搬及び処理処分ができ、かつ環境負荷がより低減される水銀リサイクルを行える事業者は、野村興産株式会社しか存在しないため。
6	市民生活部	環境室	第3期大東市環境基本計画策定支援業務	株式会社エスプール	6,327,992円	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、計画策定業務という性質上、高い情報収集及び分析能力や企画力等が求められるため、受注者の選定にあたっては、プロポーザルを実施し、総合的に事業者評価を行い、受注者を選定した。よって、既に受注者が決定しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると認められるため、本業務の契約方法は随意契約とする。
7	市民生活部	市民課	大東市戸籍の氏名の振り仮名記載関連業務委託	株式会社エイジェック	¥28,000,060	令和7年5月26日	令和7年5月26日	令和8年3月31日	第2号	市民課窓口業務は(株)エイジェックが業務委託を行っている。本業務においても、市民課窓口業務で行っている戸籍システムの入力を行う等、関連・連携していることから、市民課窓口業務と切り離すことができず、性質・目的が競争入札に適しないため、随意契約を行うもの。

■令和7年度上半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
8	市民生活部	人権室	女性の悩みなんでも相談	合同会社ウィメンズセンター大阪	1423200円	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	ウィメンズセンター大阪は、女性問題に精通し、女性相談を専門的に担っている団体であり、本市の「女性の悩みなんでも相談」に長年関わっているため、多くの相談者を継続的に対応している。また、本市で実施している各種支援情報も熟知していることから、相談者に対して適切な対応ができる唯一の団体である。